

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用許可の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町六郷東根コミュニティセンター設置条例第 8 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町六郷東根コミュニティセンター設置条例第 8 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町六郷東根コミュニティセンター設置条例 (利用の制限及び使用許可の取消し)</p> <p>第 8 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入場を拒み、又は使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認めた場合</p> <p>(2) 伝染病患者</p> <p>(3) 刀剣その他他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる物品を携帯する者</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日